

## 投資顧問契約書

本契約者（以下「甲」という。）と一般社団法人日本FX教育機構（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から投資助言サービスを受けることに関し、次の内容に従い、投資顧問契約を締結する。

### （投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

### （助言の内容及び方法）

第2条 乙は、国内の外国為替証拠金取引（通称FX）及び商品関連市場デリバティブ取引（以下「FX等」という。）の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の内容及び方法により助言を行うものとする。ただし、実習は投資判断者・分析者及び投資助言者のみが実施できるものとする。なお、いずれの契約に関しても、甲は、契約期間中、成績提出の義務を負うものとする。

#### ① ベーシックコース

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から3か月間とする。
- ・対面及び通信にて、FX等の売買手法である、タケルベーシックルールを教授する。
- ・講習（初級、中級、上級）および実習を受講できる。また、講習を補うための補講を受講できる。
- ・契約期間中、タケル掲示板アドバンスを利用することができる。但し、本コース契約期間（3ヶ月）満了後は、契約終了日の10日前までに解約の申し出をしない限り、自動的に賛助会員となるものとし、以後も同様とする。
- ・受講料として33万円（税込）を契約申込後に徴収する。

#### ② ベーシック通信コース

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から3か月間とする。
- ・通信にて、FX等の売買手法であるタケルベーシックルールを教授する。
- ・ルール講習回数は3回（初級、中級、上級を各1回ずつ）、実習回数は3回以内で、1回1時間50分以内とする。また、必要に応じて補講を実施する。
- ・契約期間中、タケル掲示板アドバンスを利用することができる。但し、本コース契約期間（3ヶ月）満了後は、契約更新日の10日前までに解約の申し出をしない限り、自動的に賛助会員となるものとし、以後も同様とする。
- ・受講料として30万円（税込）を契約申込後に徴収する。

#### ③ アドバンスコース

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から1か月間とする。
- ・対面又は通信で、FX等のリアルトレードの指導を行う。
- ・講習及び実習を受講することができるが、実習の前に講習を受講するものとする。
- ・契約期間中、アドバンス賛助会員の資格を付与するとともに、タケル掲示板アドバンスを利用することができる。但し、本コース契約期間（1か月）満了後は、契約更新日の10日前までに解約の申し出をしない限り、自動的にアドバンス賛助会員となるものとし、以後も同様とする。
- ・受講料として30万円（税込）を契約申込後に徴収する。

#### ④ ベーシック&アドバンスコース

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から4か月間とする。
  - ・対面又は通信で、FX等の指導を行う。
  - ・講習及び実習を受講することができるが、実習の前に講習を受講するものとする。
  - ・契約期間中、賛助会員の資格を付与するとともに、タケル掲示板アドバンスを利用することができる。但し、本コース契約期間（4か月）満了後は、契約更新日の10日前までに解約の申し出をしない限り、自動的にアドバンス賛助会員となるものとし、以後も同様とする。
  - ・受講料として55万円（税込）を契約申込後に徴収する。
- #### ⑤ 賛助会員
- ・1か月の間、講習・実習及び賛助会員限定の放送実施時において、トレード指導を受けることができる。
  - ・講習・補講又は実習の際に貸会議室を利用した場合には、受講時に会議室の利用料を別途徴収するものとする。
  - ・契約満了日の10日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長するものとする。
  - ・賛助会員の費用は、ペイパル又はクレジットカード支払いの場合は、月額9,900円（税込）を毎月徴収する。現金又は銀行振込の場合は、半年毎に59,400円（税込）を徴収する。

#### ⑥ プチ賛助会員

- ・1年間の間に1回だけ、講習・実習及び賛助会員限定の放送実施時において、トレード指導を受けることができる。
- ・講習・補講又は実習の際に貸会議室を利用した場合には、受講時に会議室の利用料を別途徴収するものとする。
- ・契約満了日の10日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長するものとする。
- ・プチ賛助会員の費用は、ペイパル又はクレジットカード支払いの場合は、月額5,500円（税込）を毎月徴収する。現金又は銀行振込の場合は、半年毎に33,000円（税込）を徴収する。

#### ⑦ アドバンス賛助会員

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から1か月間とする。契約期間満了後は、契約更

新日の 10 日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長とする。月額 33,000 円（税込）を契約申込後（又は延長時）に徴収する。なお、ベーシックコース受講後、翌日からこのコースを受講する顧客のみ、最初の半年間は月額 22,000 円（税込）とする。

- ・契約期間中は実習に無料で参加できるものとする。東京圏・名古屋圏・大阪圏・福岡圏以外の地域での実習の実施については、参加希望者がいれば、講師の交通費宿泊費相当分を徴収した上で実施するものとする。
- ・タケル掲示板アドバンスより、トレード状況に関する記事を閲覧することができる。
- ・契約期間中、賛助会員資格が付与される。

#### ⑧ 自動売買コース

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から 1 か月間とし、月額費用は無料で成果報酬のみのコースとする。契約期間満了後は、契約更新日の 30 日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長するものとする。契約する口座数当たり成果報酬が発生する。成果報酬とは、対象となる口座における 1 か月のうちの実現損益をもとに計算するものとする。成果報酬はサービス開始日にかかわらず月末時の利益が確定している金額を対象とする。トレード中のポジションは成果報酬の対象外とする。
- ・顧客が FX 等のトレードをしているプラットフォームに、当社団が提供する自動売買ソフトを提供し、当該ソフトが自動的に発注したり売買を完了させたりするなどして顧客の資金を運用する。また、自動売買ソフトでは、顧客が手動で停止したりポジションを決済することが可能となっている。当社団でも激しく乱高下する状況が予測できる場合は、事前に当社団で自動売買ソフトを停止する。当社団は専用の会員サイトを通じて、顧客が当社団の自動売買ソフトが正しく運用されているか確認できるものとする。ただし、トレード受信に必要な費用はすべて顧客の負担とする。例えば自動売買のためにサーバーを借りる場合や、通信ソフト代などが該当する。
- ・成果報酬算出日は月の末日（同日の到来前に契約を終了する場合には契約期間終了日と読み替える。）とし、顧客は翌月 10 日までに成果報酬を当社団の口座に支払うものとする。なお、運用金額及び取引利益は顧客の申告に基づくものとし、申告内容は取引業者の取引履歴報告書の提出を求めて確認するものとする。取引履歴報告書を提出しない顧客に対しては、当社団は本サービスを解約し、当社団のプラットフォームから想定できる取引利益をもとに成果報酬を計算するものとする。また成果報酬は直前 1 か月の期間における金額が対象であり、それ以前の過去のトレード期間は対象外とする。成果報酬金額は、1 口座あたり利益が 10 万円以下の場合には当該利益の 50%とし、利益が 10 万円を超える場合は 5 万円及び当該利益から 10 万円を引いた金額の 30%とする。1 円未満は切り捨てるものとする。顧客の支払いが無い場合や支払い金額が不足している場合、あるいは顧客との連絡が対応しない場合は、当社団が一方的に自動売買ソフトを止めることができることとする。
- ・契約期間中、自動売買の専用掲示板を閲覧することができる。

⑨ プラチナ賛助会員

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から1か月間とする。契約期間満了後は、契約満了日の30日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長するものとする。
- ・月額22,000円(税込)を契約申込後(又は延長時)に徴収するものとする。
- ・ベーシックコースを応用したルールの講習・補講又は実習指導を受講できるものとする。
- ・契約期間中、賛助会員資格が付与される。

⑩ グループ賛助会員

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から1か月間とする。契約期間満了後は、契約満了日の30日前までに解約の申し出をしない限り、毎月自動延長するものとする。
- ・月額55,000円(税込)を契約申込後(又は延長時)に徴収するものとする。
- ・投資判断者からの指導を月1回受けることができる。
- ・契約期間中、アドバンス賛助会員資格が付与される。⑪ アドバンス+プラスコース
- ・本コースは、ベーシックコース等を受講済みであり、かつ自己のトレードでも利益を出している者のみ受講することが出来るものとする。
- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日から4か月間とする。契約期間満了後は、契約満了日の10日前までに解約の申出をしない限り、自動的にプラチナ賛助会員となるものとし、以降も同様とする。このとき、希望者は、プラチナ賛助会員でなくアドバンス賛助会員になることもできる。
- ・契約申込後に66万円(税込)を徴収する。
- ・講習又は実習を月1回以上実施する。また、必要に応じて補講を実施する。

⑫ FX 講師養成講座

- ・契約期間は契約締結後のサービス開始日からベーシック期間3か月間及びアドバンス期間4か月間の合計7か月間とする。
  - a. ベーシック期間(サービス開始日から3か月間)
    - ・対面及び通信にて、FX等の売買手法である、タケルベーシックルールを教授する。
    - ・講習(初級、中級、上級)および実習を受講できる。また、講習を補うための補講を受講できる。
    - ・契約期間中、アドバンス賛助会員資格が付与される。
  - b. アドバンス期間(ベーシック期間終了後から4か月間)
    - ・対面及び通信にて、FX等の売買手法である、タケルベーシックルールのアドバンスを教授する。
    - ・講習(初級、中級、上級)および実習を受講できる。また、講習を補うための補講を受講できる。
    - ・契約期間中、グループ賛助会員資格が付与される。
    - ・アドバンス実習を受講できる。
- ・契約期間満了後は、契約更新日の10日前までに解約の申し出をしない限り、自動継続に

てグループ賛助会員の年間契約に移行する。

- ・受講者の他コースの受講状況等に応じて指導する内容を変更することができる。
- ・受講料として99万円（税込）を契約申込後に徴収する。

2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

分析等の業務を行う者 野口 健幸

助言の業務を行う者 野口 健幸、倉科 直樹、渡邊正和

乙への連絡方法

電話番号 03（6278）8732

E-メールアドレス support@fxschool.or.jp

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

（報酬の額及び支払いの時期）

第4条 本投資顧問契約により甲が支払う報酬の額及び支払いの時期は第2条で定める通りとする。

（運用の責任等）

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

（契約期間）

第6条 本投資顧問契約に基づく契約期間は、第2条で定める通りとする。

（反社会的勢力等の排除）

第7条 甲は、乙に対し、甲が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他

これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

（２）暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２ 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３ 乙は、甲が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

（１）第１項各号の表明が事実と反することが判明したとき

（２）第１項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

（３）前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

４ 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、甲は、解除による損害について、乙に対し何らの請求もすることができない。

（契約書の事項の変更）

第８条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

（契約外事項の協議）

第９条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上